

京都府立医科大学再開に向けた
新型コロナウイルス
感染拡大予防マニュアル

令和2年6月15日

京都府立医科大学

マニュアルの策定趣旨

京都府は、学生数16万人を超え、都道府県別の人口当たりの学生数は、東京を上回る日本一の大学の街であり、また、その7割以上が府外からの入学生であることから、京都府における大学及び大学生の存在は、社会的にも、経済的にも非常に重要な位置を占めています。

令和2年5月21日をもって、京都府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除されたところではありますが、大学等における通学・対面授業による教育活動等の再開に当たっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、

- ① 学生が安心して学業に専念できる学修環境
- ② 教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境
- ③ 大学周辺の地域住民にも安心していただける環境

を整備することが重要となります。

また、大学は、教育だけでなく、図書館、運動場、体育館、食堂、購買等をはじめ、ひとつの街ともいえる多様な機能を有しており、各部門の特性を踏まえた総合的な感染拡大予防対策を実施する必要があることから、京都府においては「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」が策定されたところでもあります。

京都府立医科大学において、通学や対面授業、対面実習による教育活動等を再開するに当たっては、京都府が策定したガイドライン等を踏まえるとともに、医系大学として附属病院での臨床実習・看護実習や基礎医学における対面実習の要素割合が高い本学の特性等を考慮した「京都府立医科大学再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル」を作成しました。

これまでの遠隔・オンライン授業等の教育においても、医学部として、学生の感染症への理解に注力してきたところであり、これらのことを社会的責務と捉え、教育活動の再開等に当たっては、本マニュアルに即した十分な対策・措置を講じる考えであり、御理解と御協力をお願いします。

【目 次】

<u>1 学生生活の再開について</u>	【P1】
①学生你的生活行動について	
②帰省中の学生の移動について	
<u>2 教育・研究の実施について</u>	【P3】
①講義について	
②講義室（学習環境）について	
③実験・研究について	
④実験室・研究室（実験・研究環境）について	
⑤交通機関を利用する学生の移動について	
<u>3 大学施設の利用について</u>	【P7】
①図書室の利用について	
②運動場、体育館等の利用について	
③食堂、購買等の利用について	
④附属病院等の利用について	
<u>4 大学における活動について</u>	【P11】
①イベントの主催について	
②クラブ活動等課外活動について	
<u>5 教職員の感染症対策、海外渡航、感染等をした場合の対応について</u>	【P13】
①教職員の感染症対策について	
②海外渡航について	
③感染又は感染が疑われる場合の対応について	
(参考)「新しい生活様式」の実践例(厚労省 HP より)	【P16】

1 学生生活の再開について

大学の再開に当たっては、現在、京都府周辺に在住している学生に加え実家等に帰省している学生が、京都に戻って生活を再開した上で、大学に通学することになる。

このため、予め学生に対して、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に学生生活に取り入れて実践するよう周知することで、感染拡大の予防につなげる。

また、学生の広域的な移動をできる限り分散させる取組や、学生の利用する施設における消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じる。

① 学生の生活行動について

国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、生活の中に感染拡大予防策を取り入れて行動する。

【具体的な行動】

(大学における対応策について)

- ▷学生の感染症への理解を深めるため、感染拡大防止・感染予防の方法について、全ての学生を対象に学びの機会を設ける。
- ▷「新しい生活様式」を学内の各建物の出入口に掲示し、周知徹底することで定着を図る。
- ▷各建物出入口において、手指消毒のための消毒液を設置する。

(学生に求める行動について)

- ▷常日頃から体調管理に努め、毎日、起床時に体温測定の上、健康管理表の記入を行うこと。
- ▷発熱等がある場合は外出を控えること。
- ▷外出する場合には、「マスクの着用」、「人との距離の確保」、「石けんや水を利用した手洗いの徹底」等の基本的な感染予防対策を心がけること。
- ▷外出に当たっては、感染リスクの高い場所、特に、クラスターが発生しているよ

うな施設（接待を行う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所は避けること。

▷アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従うとともに、自分自身の行動も3密を極力避けるよう行動すること。

▷コミュニケーションは、SNSやオンラインを活用すること。

② 帰省中の学生の移動について

大学（学生が通学する形で行う対面での授業。以下「面接授業」という。）の再開に当たっては、一度にすべてを再開するのではなく、全国各地に帰省している学生が、一斉に京都に移動することがないように段階的に再開する。

【具体的な対応】

（大学における対応策について）

▷実験や実習から順次、面接授業を再開することとし、講義、その他の授業については、引き続き遠隔授業を中心に実施することにより、学生が京都に移動する時期を柔軟に対応できるよう、配慮する。

▷学生が京都に移動するに当たり、同一時期に移動することがないように、各学科、各学年、各研究科毎の再開予定時期が同一とならないよう配慮を行う。

（学生に求める行動について）

▷公共交通機関を利用して京都に移動する場合は、混雑する日時、時間帯を避けること。

▷京都への移動に当たっては、感染予防、感染拡大防止に留意した行動をとること。

2 教育・研究の実施について

実験や実習から順次、面接授業を再開することとし、講義、その他の授業については、引き続き遠隔授業を中心に実施する。

面接授業の実施に当たっては、感染拡大防止のための取組を最大限講じた上で実施する。

① 講義について

実験や実習から順次、面接授業を再開することとし、講義、その他の授業については、引き続き遠隔授業を中心に実施する。

また、面接授業の実施に当たっては、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じる。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

▷面接授業の実施に当たっては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り学生間の距離を確保し、対面とならないように座席配置を工夫する。

▷教員は、面接授業時には必ずマスクを着用する。

▷各学科、各学年、各研究科毎の面接授業開始予定は、概ね次のとおりとするが、開始時期が異なるため、詳細については、各学年毎にメールやポータル等により別途通知する。

※医学科

1年生 9/7、2年生 6/22、3年生 7/1、4年生 6/29、5年生 6/22、6年生 6/22

※医学研究科 6/22

※看護学科

1年生～3年生 定期試験終了後

4年生 6/22

※保健看護学研究科 6/22

▷持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対し、可能な限り

配慮を行う。

（学生に求める行動について）

- ▷面接授業の受講に当たっては、間隔をあけて着席するとともに、原則として、マスクを着用すること。
- ▷休憩時等はソーシャルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を行わないこと。
- ▷建物・教室等への入室にあたっては、消毒液等による手指消毒を行うこと。
- ▷持病がある等、感染した場合に重症化するリスクがある場合、体調不良（風邪症状や咳・発熱、下痢など）を認めた場合は、学生課に届け出るとともに、自宅で安静にすること。

② 講義室（学習環境）について

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大防止のための対策を講じる。

【具体的な対応】

（大学における対応策について）

- ▷面接授業では、当面、受講者数を座席数の1／2以下とし、学生の配席は左右を空ける等可能な限り学生間の距離を取るよう工夫する。この場合において、大きな講義室の活用や1つの面接授業において、複数の講義室の活用も行う。
- ▷教室入口において、手指消毒のための消毒液を設置する。
- ▷適切な換気に努めるとともに、適宜、教室等の消毒を行う。

③ 実験・研究について

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で、通学による実験・研究を実施する。

【具体的な対応】

（大学における対応策について）

- ▷実験室、研究室等への入室者数を、必要最小限に留めるため、より一層計画的な

実験、研究を推進する。

- ▷実験等の性質も考慮しつつ、可能な限り施設の換気を適切に行うとともに、適宜、消毒を行う。
- ▷打ち合わせや会議はできるだけオンラインで実施する。

(学生に求める行動について)

- ▷必ず、マスクを着用すること。
- ▷入室時の水と石けんによる手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ▷使用した研究機器や備品について、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒すること。
- ▷打ち合わせや会議はできるだけオンラインで実施すること。

④ 実験室・研究室（実験・研究環境）について

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための対策を最大限講じる。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

- ▷研究機器や備品について、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ▷教室入口において、手指消毒のための消毒液を設置する。
- ▷適切な換気に努めるとともに、適宜、実験室等の消毒を行う。

⑤ 交通機関を利用する学生の移動について

公共交通機関を利用して通学する学生が、通勤時間帯を避けて通学できるよう、面接授業の開始時間を工夫するとともに、一斉に通学しないような対策を講じる。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

- ▷実験や実習から順次、面接授業を再開することとし、講義、その他の授業については、引き続き遠隔授業を中心に実施する。

▷通勤時間帯を避けて通学できるよう、面接授業の開始時間を調整する。

(学生に求める行動について)

▷公共交通機関を利用して通学する場合は、満員の車両を避ける等、感染防止、感染拡大予防に留意した行動をとること。

3 大学施設の利用について

大学は、多様な機能を有する総合的な施設であり、面接授業の再開に当たっては、学生等が利用する大学内の各施設について、施設ごとの特性を踏まえた必要な対策を講じるものとする。

なお、施設の再開については、学生の密集を防ぎつつ、例えば利用の必要性が高い図書館を面接授業の再開に先行して開館するなど、段階的に再開するなどの工夫も行う。

① 図書館の利用について

附属図書館については、国の専門家会議で示された消毒の徹底や3密の回避などの「新しい生活様式」の積極的な実践を促し、感染拡大防止対策を徹底的に行った上で、6月1日以降、段階的にサービスの提供を再開する。

なお、段階的なサービスの提供内容については、その都度HPでお知らせを行う。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

- ▷当面の間、利用者は学内者（教職員・学生）に対する図書の閲覧、貸出サービスに限定するとともに、滞在時間1時間以内とする。
- ▷閲覧室の席利用は、 $1/2$ 以下に制限する。（閲覧席数219席 $\times 1/2 = 110$ 席）
- ▷混雑時には入館制限を実施する。（入館制限の目安：閲覧席数219席 $\times 1/2 = 110$ 席（人））
- ▷貸出限度冊数の増及び貸出期間の延長を当面の間継続する。（貸出冊数：10冊、貸出期間：4週間）
- ▷セミナー室等複数人で利用する室の貸出を当面の間行わない。
- ▷入口や窓を開放し、換気を徹底する。
- ▷受付・貸出カウンターにビニールシールドを設置し、来館者との間を隔離する。
- ▷カウンター机や入口ドアノブ等の清掃（消毒）を適宜行う。

(利用者に求める行動について)

- ▷発熱や体調不良時の入館は行わないこと。

- ▷入館時のマスク着用を徹底すること。
- ▷入館ゲート前でアルコール消毒を行うこと。
- ▷滞在時間の制限や複数人で利用する室の利用制限等については、図書館の指示に従うこと。

※下鴨館については共同運用する府立大学附属図書館の対応策に準じて対応する。

② 運動場、体育館等の利用について

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(大学における対応策について)

- ▷更衣室・休憩スペースでは、3密を避けるため、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ▷観客を入場させるような活動は、原則、禁止する。

(学生に求める行動について)

- ▷運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空けること。
- ▷強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が高くなるため、より一層距離を空けること。
- ▷歩く・走る場合は、前の人呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どること。
- ▷更衣室・休憩スペースの使用に当たっては、3密を避けるため、一度に入室する利用者の数を制限すること。
- ▷観客を入場させないこと。
- ▷各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考に必要な取組を行うこと。
- ▷その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行うこと。

③ 食堂、購買等の利用について

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

【具体的な対応策及び利用者の行動】

(店舗の対応について)

- ▷混雑時には入場制限を実施する。
- ▷食堂では座席の間隔を十分に空ける。(出来れば2m、最低1m以上)
- ▷大皿での取り分けによる食品提供は行わない。
- ▷従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ▷レジ等に並ぶ場合に間隔が空くよう床に印をつけるなどの対応を行う。
- ▷従業員はもちろん、出入り業者においても発熱や感染症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ▷業種別ガイドラインを参考に必要な取組を行う。

(利用者の対応について)

- ▷食堂を利用する前には、石けんによる手洗いやアルコール消毒液等により手指消毒を行うこと。
- ▷食事中以外はマスクを着用すること。
- ▷大声での会話は行わないこと。
- ▷レジ等に並ぶ場合は、ソーシャルディスタンスを確保すること。
- ▷利用後はすぐに退店すること。
- ▷可能な限り電子マネーにより支払いをすること。

④ 附属病院等の利用について

対面授業の再開に際し、学生の感染・二次感染等を防止するための取組を行う。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

- ▷病院への学生用出入口は、臨床医学学舎南側玄関及び職員通用口に制限する。

(学生に求める行動について)

▷不要不急の場合は病院内へ立ち入らないこと。なお、立ち入る場合は必ずマスクを着用し、消毒薬等による手指消毒を徹底するなど、感染拡大予防に努めること。

4 大学における活動について

イベントの開催等については、今後、段階的に規模要件（人数上限）が緩和されることとなるが、大学においてイベント等を開催する場合には、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

① イベントの主催について

イベントの開催等については、今後、段階的に規模要件（人数上限）が緩和されることとなるが、大学においてイベント等を開催する場合には、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

【具体的な対応】

（大学における対応策について）

- ▷ 全国的大規模のイベントは禁止する。（WEB除く）
- ▷ 大学や病院が主催するオープンキャンパスや、図書館ホールで実施する大学公開講座などのイベントは、利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避する。
- ▷ イベントを開催する際、参加人数は座席数の1/2以下に抑え、換気、入口での手指消毒を徹底。さらに参加者にマスク着用を要請するとともに、室内の換気等適切な感染拡大予防策をとる。
- ▷ 所属において主催、共催する会議や研修会・研究会においても、参加人数や会場の広さ、密閉の度合いなど、感染拡大予防の観点で留意し開催する。
- ▷ 催物（イベント等）の開催については、適切な感染拡大防止策が実施されていることを前提に、以下を目安として開催する。
 - ① 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
 - ② 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
- ▷ 参加者名簿を作成して連絡先等を把握する。

（学生に求める行動について）

- ▷ 学生が学内においてイベント等を開催する場合には、開催内容や感染拡大予防

策の事前届け出を行い、許可を得ること。

▷催物（イベント等）の開催については、適切な感染拡大予防策が実施されていることを前提に、以下を目安として開催すること。

①屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

②屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握すること。

▷室外でイベント等を実施する場合は人と人との距離の確保やマスクの着用の要請等必要な感染拡大防止策をとること。

② クラブ活動等課外活動について

密な状況が発生しやすいことから、特に消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染の拡大を予防する。

（大学における対応策について）

▷クラブ部長を兼務する教員は担当するクラブに練習プログラムを作成させ、内容確認の上、大学に申請書の提出を求める。

（学生に求める行動について）

▷クラブ活動については、各クラブから「新しい生活様式」の実践例を参考に、練習プログラムを学生課に提出すること。

▷運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空けること。

▷「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行うこと。

▷文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、各団体の定める感染拡大予防策に係る留意事項に従うこと。

▷参加者等の活動状況を記録すること。

5 教職員の感染症対策、海外渡航、感染等をした場合の対応

① 教職員の感染症対策について

法人や大学から通知された感染症拡大防止のための取組を遵守する。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

- ▷テレワークやサテライト勤務、時差出勤を積極的に推進する。
- ▷会議については、オンライン、もしくは、人数を最少に絞った会議とする。
- ▷教職員の臨床医学学舎、外来診療棟及び病棟への出入口は臨床医学学舎南側玄関及び職員通用口とする。
- ▷執務室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2m）する。

(教職員の対応について)

- ▷法人理事長及び学長等の通知を踏まえた対応を実施すること。
- ▷会話の際は、出来るだけ真正面を避けるようにすること。
- ▷催物（イベント等）の開催については、適切な感染拡大予防策が実施されていることを前提に、以下を目安として開催すること。
 - ①屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
 - ②屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
- ▷食事は、国の専門家会議で示された以下の「新しい生活様式」の実践例に基づき、感染拡大予防に努めること。
 - ①持ち帰りや出前、デリバリーも、②屋外空間で気持ちよく、③大皿は避けて、料理は個々に、④対面ではなく横並びで座ろう、⑤料理に集中、おしゃべりは控えめに、⑥お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

② 海外渡航について

感染拡大予防のため、海外渡航については当面の間、原則禁止とする。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

▷教職員や学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とする。

(教職員・学生に求める行動について)

▷海外から帰国・入国した場合は、検疫所長が指定する場所において待機するものとし、教職員は各所属に、学生は学生課に欠席の届けを提出すること。また、その間、健康管理表による体調管理を実施すること。

▷やむを得ず渡航する場合は、海外渡航届を出発する日の2週間前(学会参加等、安全保障輸出管理に該当する可能性のある渡航については90日前)までに大学に提出すること。

▷海外から帰国・入国した後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察(体調と体温の記録)を実施するとともに、不要不急の外出は控え自宅に滞在すること。

▷発熱・咳等の症状が出た場合には、管轄の保健所に相談の上、その指示に従うとともに、教職員は各所属、学生は学生課を通じて本学の保健管理センターに連絡をすること。

③ 感染又は感染が疑われる場合の対応について

感染拡大防止のため、迅速かつ正確な情報収集と適切な対策を実施する。

【具体的な対応】

(大学における対応策について)

▷事例が発生した場合は、関係者による対策本部等を立ち上げ、速やかに対応する。

(教職員・学生に求める行動について)

▷次の症状がある教職員・学生は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医、地域の相談窓口等に相談の上、その指示に従うものとする。

(A) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱、嗅覚・味覚障害等の

強い症状のいずれかがある場合

(B) 基礎疾患があるなど、重症化しやすい者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(C) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

▷感染の疑い等が判明した場合や自身や家族等が感染症患者と接触した場合は、教職員は各所属、学生は学生課を通じて保健管理センターに連絡すること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成